

平成29年4月13日

チャイルドシート付電動アシスト式自転車ご利用の方へ

オーベル浦和レジデンス管理組合

### 自転車置場の利用に関する事前照会（回答期限：4月20日まで）

平素は管理組合活動にご理解ご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。標記の件に関しご連絡申し上げます。

#### 1. 事前照会

理事会にて自転車置場全体の運用を検討した結果、来る6月の通常総会にて下記案を議案に付すことを理事会にて検討しています。つきましては、下記の議案（概要）につき、ご賛同いただけるかどうかを事前にご意見賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

チャイルドシート付電動アシスト式自転車（チャイルドシートの数・設置箇所を問わない）については、下記利用条件のもと、チャイルドシートが外れる迄の間、臨時平置自転車置場又はバイク置場（別紙ご参照）に移動したうえで駐輪しなければならない。

#### 〔利用条件〕

##### ・駐輪代金：

チャイルドシート付電動アシスト式自転車に係る既契約の自転車置場利用契約（以下「既契約」という）の駐輪代金とする。ただし、臨時平置自転車置場に駐輪する場合に限り、500円/月とする。

##### ・既契約の駐輪スペース：

既契約のスペースを維持する場合には、既契約に従い、駐輪代金を支払う。

##### ・臨時平置自転車置場又はバイク置場の選定：

駐輪場所の選定（臨時平置自転車置場かバイク置場か）については、各人の希望によりそれぞれ、抽選によりこれを決する。抽選に当たり希望者が駐輪定数を下回る場合、駐輪定数を下回る自転車置場の抽選は、駐輪定数を上回る置場の抽選後にこれを行う。

##### ・自転車の出入り口：

屋外自転車置場の東に位置する出入り口を使う（自転車の出入り口は変更なし）。

##### ・臨時平置自転車置場又はバイク置場に空きが生じた場合：

チャイルドシート付電動アシスト式自転車のチャイルドシートが外れ、臨時平置自転車置場又はバイク置場の駐輪定数に余剰が生じた場合であって、屋外駐輪場又は屋内駐輪場にチャイルドシート付電動アシスト式自転車があるとき、抽選により当該チャイルドシート付電動アシスト式自転車は移動しなければならないものとする。抽選の方式については、上記に同じとする。

##### ・バイク利用希望者との優劣：

バイク置場に限り、バイク駐輪希望者が新規に表れた場合、バイク駐輪希望を優先するものとする。この場合、バイク置場に駐輪するチャイルドシート付電動アシスト式自転車の利用者のうちバイク駐輪希望者数と同数の利用者を抽選にて決することとし、抽選により決まった利用者は既存の屋外駐輪場又は屋内駐輪場に移動することとする。

## 2. 照会の背景

- 臨時平置自転車置場については、昨年6月開催の通常総会で、使用条件として「身体的理由により一時的にラックの使用が困難と理事会で認めた方」として可決され、昨年10月に利用募集しました。この際、妊娠中である方の利用希望のほか、「乳児を抱きかかえて幼児の保育園への送り迎えの際に自転車を出し入れするに当たり、乳児に怪我を負わせるおそれがあるため利用を希望したい」といったご意見を頂戴しました。
- 他方、チャイルドシート付電動アシスト式自転車については、居住者の方から、「利用規約（「重量30キロ以下」）に抵触するのではないか」、「大型自転車が多く、普通の自転車の出し入れが困難」、「（普通）自転車の一部の部品が破損した。管理組合の保険で何とかならないか」等の声が寄せられています。
- 第二期理事会としては、子育て世帯が多い中、自転車置場の全体の有効かつ友好的な利用の在り方を検討し、1.に記載の案を考えました。この案は、チャイルドシート付電動アシスト式自転車の太宗が重量30キロを超過することが多いこと（角が立つため利用規約に抵触するかは厳密に判定せず）、普通の自転車利用者からの上記の声が多いことに鑑み、強制的に自転車の移動を促すものです。
- なお、バイク置場から屋内自転車置場への移動（及びその逆の移動）は、2回から3回くらい自転車を切り替えさなければならず、利便性の差異を鑑み、臨時平置自転車置場の駐輪代金より安く設定の予定。 以上

----- 切り取り線 -----

オーベル浦和レジデンス管理組合 理事会 御中

・上記の案に、（ 賛成 ・ 反対 ） します。 （注）○で囲みください。

・上記の案に反対する場合、意見あれば、下記にご意見をお願いします。

－例えば、『強制的に移動する』というルール化は受け入れられないが、自主的移動の募集であれば応募したい。』『移動を希望しており、強制的か自主的かは問わない。』といった総会への議案の持ち出し方でも構いません。

（  
  
  
）

年 月 日

号室 氏名

（注）回答期限：4月20日まで。管理員に手交又は管理事務所のポストに投函ください。

なお、今次照会事項（検討中の議案）をお約束するものではありません。